

平成 24 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 24 年 10 月 3 日
消費者庁長官決定

「行政機関が行う政策評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 24 年度消費者庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)は該当がない。

3 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 26 年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

平成24年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成24年度施策名	担当課	消費者基本計画における施策番号 (平成22年3月30日閣議決定)	
				消費者庁重要施策	その他消費者庁施策
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の調整	消費者政策課		21, 23, 37-2, 43, 46, 53, 60, 60-2, 61, 137, (153), 153-2・171
		(2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進	消費者政策課		総論第3, 108, (109), 136, 168, 169, 170
		(3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応	消費者政策課		5・6
		(4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	(35), 110	42, 109, 127, 128, 130
		(5) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課		165, 166
		(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	87, 96	(5・6), 9, 88, 89, 90, (91), 94, 97, 105, (109), 129, 135
		(7) 物価対策の推進	消費生活情報課	67-2	67
		(8) 地方消費者行政の推進	地方協力課	1, 121・122, 122-2	109, 111, 123, 124, 126, (128), 129, 136
		(9) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	2, 4, 7, (13), 13-2, 13-2-2	3, 5・6, (9), 12, 13-4, (15), 20, 21, 38, (124), 168
		(10) 消費者取引対策の推進	取引対策課		41, 41-2, 41-3, (42), (44), 44-2, 53, (60-2), (124), (153-2・171), 154, (168), (170)
		(11) 消費者表示対策の推進	表示対策課		(42), 80, 81, 82, 103, (124), 131, (153-2・171), (168), (170)
		(12) 食品表示対策の推進	食品表示課	69, 70, 71, 73, (74), 75, 76, 77, 79	(34), (124)

(注) 「消費者基本計画における施策番号等」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。
 (*各施策の事務事業を総務課で取りまとめ、評価を実施する。